

議第16号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

令和3年3月5日提出

檀原市長 亀田 忠彦

1 被告となるべき者の住所及び氏名

[REDACTED]

2 請求の要旨

市は、次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 被告は、原告檀原市に対し、金178,197円及びこれに対する納期限の翌日から支払済みまで条例で定める割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

3 本件に関する取扱い

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴することができる。
- (2) 訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

理由 生活保護法第78条徴収金を支払わない者に対し、滞納金額等の支払を求めるため、訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第17号

奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和3年3月31日をもって奈良県市町村総合事務組合から葛城広域行政事務組合を脱退させることとし、奈良県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年3月5日提出

橿原市長 亀田 忠彦

奈良県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

奈良県市町村総合事務組合規約（平成20年奈良県指令市町村第1143号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「、葛城広域行政事務組合」を削る。

附 則

この規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。

理由 葛城広域行政事務組合の解散に伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更を行うことについて、議会の議決を求めるもの

